

令和8年度 SNS アカウント運営及びデジタルマーケティング支援業務委託
仕様書

1. 業務の目的

当財団で継続的に実施しているテーマ性のある地域ブランディング(※)をもとに、SNS を活用した情報発信・プロモーションを行い、「茶氷」「するがヌーン茶」「ティー・テラス」等の地域コンテンツの認知向上及び県外からの誘客促進を図ることを目的とする。

※テーマ性のある地域ブランディングは「お茶の多様性のある地域」を軸に、「日本一深い駿河湾の恵みとそれを享受し暮らす人と生活」、「今川・徳川から続く伝統・文化」を含むもの。

2. 業務概要

SNS マーケティング支援として、当財団が運営する Instagram「suruga traveler <するとら>」(以下「本 SNS」)の保守・運用業務を行い、テーマ性のある観光コンテンツの継続的な情報発信を通じて、県外向けの認知向上及び誘客促進を図る。

(1) 本 SNS の運営

- 「茶氷」「するがヌーン茶」「ティー・テラス」等、当財団が展開する既存の観光プロモーション施策の認知度向上を主目的とし、国内観光客の誘客促進を図ること。
- 本年度は、前年までの県内向け施策から転換し、県外(主に首都圏)へのリーチ拡大を意識した運用を行うこととし、投稿内容の切り口、表現、構図、投稿比率等については、従来の運用ルールにとらわれず、目的達成に資する自由な発想による提案を可とする。
- 投稿頻度は週1回程度を基本とし、安定的かつ継続的な投稿を行うこと。
- 投稿を行う際は、当該投稿をストーリーズにてシェアする対応を行うこと。
- 投稿に使用する写真素材については、原則として本事業の目的に沿った新規撮影とし、国内観光客への訴求を意識した視認性・魅力の高い素材を用いること。
- 投稿内容については、必要に応じて当財団と協議の上、企画内容、訴求方針、表現等に関する提案を行うこと。
- 「茶氷」「するがヌーン茶」「ティー・テラス」に関する Instagram の広告配信を行う場合は、事前に当財団の確認を得た上で実施すること。

(2) データ分析に基づくデジタルマーケティングの実施及び報告

- SNS のインサイト機能等を用いて、投稿の反応、ユーザー属性、行動傾向等のデータを収集・分析すること。
- 分析結果を踏まえ、投稿内容や訴求方法等の改善につなげるなど、効果的なデジタルマーケティングを行うこと。
- 施策の実施状況及び分析結果について、ユーザーの反応傾向や効果検証を踏まえた運用方針・改善案を含めて当財団へ報告し、求めに応じて速やかに関連データを提出すること。

(3) 当財団及び関係事業者と連携した事業の実施

- 当財団から要請があった場合には、「茶氷」「するがヌーン茶」「ティー・テラス」等の関連事業に参画する事業者その他関係者と、協議の上、必要な範囲で連携し事業を実施すること。

【別紙 1】

(4) 事業報告書の作成

- 実施した事項及び今後の計画について簡潔な報告書を四半期ごとに作成すること。

3. 特記事項

- 本業務において制作された写真、動画、画像、文章、デザインその他一切のクリエイティブ、ならびに当財団に提出した資料及び電子データ等(以下「本件成果物」という。)の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、当財団に帰属するものとする。
※ただし、受託者固有のビジネスモデル、運用手法及びノウハウに属するものを除く。
- 受託者は、当財団に著作権が帰属する本件成果物について、いかなる場合においても著作者人格権行使しないものとする。
- 本件成果物については、当財団が実施する観光プロモーション事業、関連事業及び広報活動等における二次利用ならびに第三者への提供(以下「二次利用等」という。)が想定されることから、受託者は必要に応じて、被写体その他関係者から可能な限り利用許諾を取得するものとする。
- また、当該利用許諾の取得状況については適切に管理し、申請先担当者情報及び二次利用等の可否を明確にした管理表データをExcel形式で作成のうえ、当財団へ提出すること。
- 上記の規定は、本業務の全部または一部を第三者に委託した場合においても適用するものとし、受託者は、当該第三者との間で必要な調整を行うとともに、第三者との間で発生する著作権等及びその他知的財産権に関する手続、使用権料等について、一切の責任を負うものとする。

4. 疑義

本仕様書に定めのない事項及び業務上の疑義が生じた場合、両者協議の上決定するものとする。

5. 委託期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

6. 報告書等の提出

(1) 内容

- 委託業務完了報告書
- SNSの運用状況、投稿・広告配信の実績及びその分析結果に関する報告資料一式(電子データ)
- 本業務においてSNS運用のために撮影または作成した写真、動画等の素材データならびに投稿画像、広告用クリエイティブ等の制作データ一式(電子データ)
※なお、当該データは原則として下記期限までに提出することとする。ただし、年度内に当財団が必要と認めた場合は、可能な範囲で速やかに提出すること。

(2) 期限

事業終了後10日以内